

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会（上水道・業務）

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	水道料金
調整の内容	堺市制度に統一する。当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：水道料金 内容：口径別2部制料金（基本料金・逓増制従量料金）</p> <p>堺市水道事業給水条例第25条、26条、27条参照</p> <p>現行制度</p> <ul style="list-style-type: none"> * 基本料金 ... 口径別基本料金を徴収している。 ただし、家事用については、口径に係わりなく20mm以下として、650円/月を基本料金としている。 また、基本水量は付加していない。 * 従量料金 ... 8つの使用区分を設け、50円～355円/m³の単価を設定している。 * 用途別 ... 採用していない。 * 公衆浴場用料金 ... 従量料金、3段階の逓増制（美原町の湯屋用に該当） * 福祉減免制度 ... なし。 ただし、福祉施設（限定）料金制度を実施している。 （当該施設に居住する人員に6m³を乗じて得た水量までは、125円を乗じて得た額とし、それを超える場合は、超える水量に上記従量料金を適用して得た額と合算する。） 		<p>名称：水道料金 内容：用途別・逓増制従量料金制度</p> <p>美原町水道事業給水条例第27条参照</p> <p>現行制度</p> <ul style="list-style-type: none"> * 基本料金 ... 基本水量を8m³付加して、8m³/月まで800円/月に設定している。 * 従量料金 ... 基本水量を超えた水量について、7つの使用区分を設け、135円～330円/m³の単価を設定している。 * 用途別 ... 一般用、湯屋用、臨時用、大口用を設定している。 	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会（上水道・業務）

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	前納料金																																					
調整の内容	堺市の制度に統一する。																																							
現 況			調整の具体的内容																																					
堺 市		美 原 町																																						
<p>名称：前納料金 内容：一時的に給水装置を使用しようとするものは、管理者が定めるところにより料金を管理者が指定する期日までに前納しなければならない。 給水装置工事申請書の装置栓種の項目が臨時栓の場合の全料金の額（1ヶ月分） ... 一時的に使用し、一定の期間が過ぎれば装置を撤去し、以後使用しないもの。</p> <table border="0"> <tr><td>25mm 以下</td><td>...</td><td>40,000 円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>...</td><td>60,000 円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>...</td><td>80,000 円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>...</td><td>100,000 円</td></tr> <tr><td>75mm 以上</td><td>...</td><td>別途</td></tr> </table> <p>給水装置工事申請書の装置栓種の項目が工事用付専用栓の場合 ... 建築工事に一時的に使用し、建物完成後、その給水装置が使用に供されるもの。 （1ヶ月分）</p> <table border="0"> <tr><td>13</td><td>...</td><td>10,000 円</td></tr> <tr><td>20</td><td>...</td><td>15,000 円</td></tr> <tr><td>25</td><td>...</td><td>20,000 円</td></tr> <tr><td>30</td><td>...</td><td>40,000 円</td></tr> <tr><td>40</td><td>...</td><td>60,000 円</td></tr> <tr><td>50</td><td>...</td><td>80,000 円</td></tr> <tr><td>75 以上</td><td>...</td><td>別途</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれの場合も最低3ヶ月分を徴収する。 ・一時使用が完了した時点で精算する。 		25mm 以下	...	40,000 円	30mm	...	60,000 円	40mm	...	80,000 円	50mm	...	100,000 円	75mm 以上	...	別途	13	...	10,000 円	20	...	15,000 円	25	...	20,000 円	30	...	40,000 円	40	...	60,000 円	50	...	80,000 円	75 以上	...	別途	<p>名称：前納料金 内容：土木工事、建築工事、興業その他臨時の用に供するため臨時に給水装置を使用する者に対し、使用予定期間中の料金概算額を予め徴収する。 予め徴収する料金概算額は、一申請につき20万円とし、使用した水量に相当する水道料金をそれから差し引きし、臨時の使用が完了した時点で精算する。</p>		<p>事務処理を統一する観点から堺市制度に合わせる。</p>
25mm 以下	...	40,000 円																																						
30mm	...	60,000 円																																						
40mm	...	80,000 円																																						
50mm	...	100,000 円																																						
75mm 以上	...	別途																																						
13	...	10,000 円																																						
20	...	15,000 円																																						
25	...	20,000 円																																						
30	...	40,000 円																																						
40	...	60,000 円																																						
50	...	80,000 円																																						
75 以上	...	別途																																						

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会(上水道・業務)

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	漏水等による水道料金の減免
調整の内容	堺市の制度に統一する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：漏水等による水道料金の減免 内容： 給水装置等の破損等による水道料金の減免取扱い要綱のとおり</p> <p>地下漏水の場合の減額内容 ・減額する水量は、計量月数が2月のときは、漏水水量の100分の50（端数は切り上げる。） ・計量月数が1月のときは、漏水水量の100分の35（端数は切り上げる。）</p> <p>その他の漏水の場合の減額内容 減額する水量は、計量月数にかかわらず、漏水水量の100分の30（端数は切り上げる。）とする。</p>		<p>名称：漏水等による水道料金の減免 内容： 不慮の事故による漏水について、利用者の負担を要綱に定める基準により減額し、または免除する。</p> <p>地下、床下、屋内コンクリート盤下、壁中等の給水装置の破損又は腐食による不表現漏水 ... 当該漏水量の2分の1</p> <p>その他、受水層のポールタップ不良、クーリングタワー、冷凍機等の装置の破損又は不調による漏水 ... 当該漏水量の3分の1</p>	
堺市の減免要綱を適用する。			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会(下水道)

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	下水道使用料																																																
調整の内容	堺市制度に統一する。当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。																																																		
現 況			調整の具体的内容																																																
堺 市		美 原 町																																																	
<p>名称：下水道使用料 内容：公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。使用料は、使用者が排除した汚水の量に応じ、使用期間1月につき、下記により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">(1 m³あたりの単価)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>汚 水 量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">一 般 汚 水</td> <td>基本使用料</td> <td>580 円</td> </tr> <tr> <td>10 m³まで</td> <td>45 円</td> </tr> <tr> <td>11～ 20 m³</td> <td>120 円</td> </tr> <tr> <td>21～ 30 m³</td> <td>170 円</td> </tr> <tr> <td>31～ 50 m³</td> <td>175 円</td> </tr> <tr> <td>51～ 100 m³</td> <td>235 円</td> </tr> <tr> <td>101～ 500 m³</td> <td>295 円</td> </tr> <tr> <td>501～ 1,000 m³</td> <td>325 円</td> </tr> <tr> <td>1,001 m³以上</td> <td>355 円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場汚水</td> <td>22 円</td> </tr> </tbody> </table>			汚 水 量	使用料	一 般 汚 水	基本使用料	580 円	10 m ³ まで	45 円	11～ 20 m ³	120 円	21～ 30 m ³	170 円	31～ 50 m ³	175 円	51～ 100 m ³	235 円	101～ 500 m ³	295 円	501～ 1,000 m ³	325 円	1,001 m ³ 以上	355 円	公衆浴場汚水	22 円	<p>名称：下水道使用料 内容：公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。使用料の額は、毎使用月において使用者が公共下水道に排除した汚水の量に応じ、下記により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">(1 m³あたりの単価)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>水 量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">一 般 排 水</td> <td>基本料金 8 m³以下</td> <td>495 円</td> </tr> <tr> <td>8 m³を超え 20 m³以下の部分</td> <td>77 円</td> </tr> <tr> <td>20 m³を超え 30 m³以下の部分</td> <td>88 円</td> </tr> <tr> <td>30 m³を超え 50 m³以下の部分</td> <td>99 円</td> </tr> <tr> <td>50 m³を超え 70 m³以下の部分</td> <td>115 円</td> </tr> <tr> <td>70 m³を超え 100 m³以下の部分</td> <td>137 円</td> </tr> <tr> <td>100 m³を超え 500 m³以下の部分</td> <td>165 円</td> </tr> <tr> <td>500 m³を超える部分</td> <td>198 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公衆浴場汚水</td> <td>17 円</td> </tr> </tbody> </table>			水 量	使用料	一 般 排 水	基本料金 8 m ³ 以下	495 円	8 m ³ を超え 20 m ³ 以下の部分	77 円	20 m ³ を超え 30 m ³ 以下の部分	88 円	30 m ³ を超え 50 m ³ 以下の部分	99 円	50 m ³ を超え 70 m ³ 以下の部分	115 円	70 m ³ を超え 100 m ³ 以下の部分	137 円	100 m ³ を超え 500 m ³ 以下の部分	165 円	500 m ³ を超える部分	198 円	公衆浴場汚水		17 円	<p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。</p>
	汚 水 量	使用料																																																	
一 般 汚 水	基本使用料	580 円																																																	
	10 m ³ まで	45 円																																																	
	11～ 20 m ³	120 円																																																	
	21～ 30 m ³	170 円																																																	
	31～ 50 m ³	175 円																																																	
	51～ 100 m ³	235 円																																																	
	101～ 500 m ³	295 円																																																	
	501～ 1,000 m ³	325 円																																																	
	1,001 m ³ 以上	355 円																																																	
	公衆浴場汚水	22 円																																																	
	水 量	使用料																																																	
一 般 排 水	基本料金 8 m ³ 以下	495 円																																																	
	8 m ³ を超え 20 m ³ 以下の部分	77 円																																																	
	20 m ³ を超え 30 m ³ 以下の部分	88 円																																																	
	30 m ³ を超え 50 m ³ 以下の部分	99 円																																																	
	50 m ³ を超え 70 m ³ 以下の部分	115 円																																																	
	70 m ³ を超え 100 m ³ 以下の部分	137 円																																																	
	100 m ³ を超え 500 m ³ 以下の部分	165 円																																																	
	500 m ³ を超える部分	198 円																																																	
公衆浴場汚水		17 円																																																	